



発行／

大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10 370号

TEL 06-6949-8120 / FAX 06-6949-8121

E-mail : oskougai@coast.ocn.ne.jp URL http://oskougai.com/

発行責任者 金谷 邦夫 毎月10日発行 個人会員 月250円

こども 画・加納忠

「瀬戸内法」に逆行する “夢洲”のIRカジノ・万博開発

夢洲埋立て事業の現状

図は最近の夢洲の航空写真です。夢洲は、大阪市や大阪港で発生する廃棄物・陸上残土・浚渫土砂を処分するための埋立て事業です。4区に分け、廃棄物は1区で、浚渫土砂は2区3区で、陸上残土は1～4区に分散して埋め立ててきました。

IRカジノ・万博の主な用地とされる2区3区についてみますと、浚渫土砂 3757 万立方メートル、陸上残土 960 万立方メートルを受け入れ、海拔 9m 程度の高さまで埋め立てる予定で、2区は埋立て続行中、3区は予定の全量の埋め立てが済んだとされています。しかし写真を見ると、3区でも、2区ではもっと広く、まだ水面が広がっています。これは浚渫土砂に大量に含まれている海水によるものです。用地として利用するにはなお土砂を投入する造成工事が必要です。一方万博用地とされる2区はまだそれ以前の段階にあります。

瀬戸内法に逆行する

IRカジノ・万博

IRカジノ2024年供用、万博2025年開催が構想されています。陸上残土による造成では間に合わず、山土や山砂を淡路島などから採取して造成工事を急がねばならないでしょう。しかしそうまでして夢洲でIRカジノ・万博開発を

進めるのは環境行政、廃棄物行政上見過ごせない問題を孕んでいます。

* 廃棄物処分のための埋立てが土地造成のための埋立てとなり、埋立て目的が逆転

* IR カジノ・万博開発は環境改善に資するものではなく環境汚染源となるおそれ、

* 廃棄物などの受け入れ余地を山土山砂で埋めて処分機能を喪失させる、

* 浚渫土砂層に乗った出来立ての用地に大規模な集客施設を整備する安全上の問題

かつて高度成長期、工業開発のための土地造成が盛んに行われ、“死の海”と言われるほど深刻な海洋汚染や公害が引き起こされました。その反省に立って海面埋め立ての抑制、環境保全のための法整備や施策が講じられてきました。

瀬戸内海環境保全特別措置法では、大阪湾の埋立ては、公害防止・環境保全に資するもの以外は原則禁止となっています。国の「瀬戸内海環境保全基本計



画」、同趣旨の大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」は処分量の減量化を図って埋め立て処分地の減量化を図っています。国の計画には災害廃棄物の処分にも備えた処分地の計画が指摘されています。夢洲の埋立ては公有水面埋立て法に則って認可されていますが、埋立て事業や土地利用が認可時の条件と異なる場合のチェック条項があります。また環境影響評価法は50ha以上の埋立ては環境影響評価を義務付けています。これら法規に照らしても、夢洲のIRカジノ・万博開発はしっかり検討されるべきです。(神戸商船大学名誉教授 西川栄一)

大阪から公害をなくす会 第40回 総会開催のご案内

日時 6月13日(木) 午後6時30分～

場所 大阪民医連 会議室

地下鉄「堺筋本町駅」下車⑨番出口から
北へ徒歩3分 創建本町ビル2階